

第4 道路・交通体系の整備

現況と課題

道路や鉄道、バスは、都市における人々の生活や様々な活動を支える重要な役割を担っています。特に道路は、自動車や歩行者等の多様な交通需要に対応する交通空間であるとともに、地域の生活環境や都市景観を形成する骨格となるものです。

幹線道路では、交通渋滞、排出ガスや騒音、違法駐車等の交通問題が発生しています。また、生活道路でも、幹線道路の渋滞を避けた自動車が入り込み、交通事故や騒音、違法駐車等の問題が発生しています。違法駐車は、緊急車両や歩行者の円滑な通行の妨げになっており、交通事故の原因となる場合もあります。

目黒区内の交通事故死傷者数をみると、平成17年から減少傾向にあります。平成20年の区内死傷者数は1,478人で依然として高水準にあります。平成20年6月の道路交通法改正に基づき、歩行者や自転車が安全・安心に通行できる道路環境の整備など交通事故防止等の対策を更に講ずることが求められています。

道路については、広域的な交通を担う都市計画道路^{*}と身近な交通を担う生活道路網の整備を進め、どれもが安全・安心に通行できるように整備する必要があります。また、「防災まちづくり」を推進し、災害時の円滑な救護・消防活動に資する整備を行うことや、電線類の地中化、ヒートアイランド対策、環境配慮型道路施設の整備も課題となっています。さらに、地方分権^{*}一括法の施行により国から順次譲与された水路敷や認定外道路についても、地域の生活環境や都市景観を形成する重要な空間であることから、効果的で適正な管理と計画的な整備を進めることが求められています。

例年の世論調査では、放置自転車対策が「優先して行ってほしい施策」の上位に位置づけられています。区内および隣接地には鉄道駅が13駅あり、各駅周辺に設けた自転車等放置禁止区域には毎日約2,200台の自転車等が放置されています（平成20年調査）。区では、駐輪場の整備や自転車の撤去を行っていますが、いまだに放置自転車等が駅周辺の道路を終日ふさいでいます。緊急車両の通行を困難にし、区民の生命にもかかわる問題となっています。放置自転車問題は、快適な買い物空間の整備、街路景観の形成、道路環境の整備とも密接に関連しており、引き続き道路・交通の課題としての取組が求められています。

道路・交通体系の整備に関連しては、公共交通の整備も大きな課題です。公共交通機関は鉄道路線が放射状に整備され、バス路線網は放射方向が比較的充実していますが、環状方向のネットワークは十分ではありません。

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるようにするためには、歩行者空間のバリアフリー^{*}化を進めるとともに、鉄道駅間を結ぶバス等の公共交通ネットワークの充実、バス運行の円滑化や路線の再編成、鉄道立体交差化^{*}などを推進する必要があります。

※ ⇒ 用語解説

施策の体系

4 道路・交通体系の整備

- (1) 道路環境の整備
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 放置自転車対策の推進
- (4) 公共交通の整備

10年後の目黒の姿

- 都市交通の安全性・機能が向上し、住環境に配慮した都市交通体系が整備されているとともに、公共交通のネットワークが充実するなど、交通の利便性が向上し、生活空間が拡大しています。
- 交通安全対策および放置自転車対策の結果、歩行者・自転車環境が改善・整備され、生活者にとってより安全で快適な道路の体系的整備が進んでいます。

施策1 道路環境の整備

- だれもが安全・安心・快適に暮らすことができる街を目指し、歩行者優先を基本とした「歩いて暮らせる街づくり」を推進します。
- 安全・安心・快適に通行できる歩行者空間の確保・充実を目指し、歩道と車道の分離、沿道建築物のセットバック*による歩行者空間の拡充などを総合的に進めます。
- 公共交通機関や公共施設が利用しやすくし、だれもが円滑に移動できる街を実現するため、鉄道駅を中心とした歩行者空間のバリアフリー*化を進めます。
- 都市活動の利便性・安全性の向上のため、道路網を段階的に構成し、体系的に道路を整備します。
- 交通渋滞や生活道路への通過交通の流入に対応するため、都市計画道路*を整備し、区内全体としての都市計画道路*網を東京都と連携を図りながら構築します。
- 歩いて暮らせる街づくり、安全で快適な生活都市基盤の形成に向けて、生活道路網を整備します。
- 歩行者・車の円滑な通行、災害時の避難・救助活動などのために、道路本来の機能を十分果たしていない4m未満の狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- 道路環境の改善、防災機能の向上、安全な歩行者空間の確保、魅力ある道路景観の確保のため、電線類の地中化、緑化、舗装、路上駐車抑制策等を進めます。
- ヒートアイランド対策の一環として保水性舗装*の導入や道路緑化を行うなど、環境配慮型の道路整備を進めます。



沿道建築物のセットバック



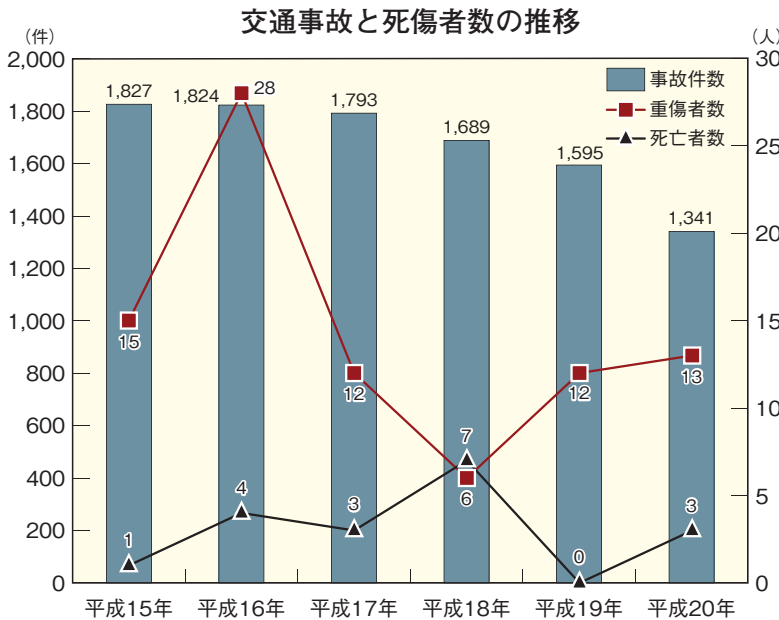
電線類の地中化

※ ⇒ 用語解説

- 国から譲与された公共物について、実態調査の結果を踏まえて適正に管理するとともに、計画的な整備を進めます。

施策2 交通安全対策の推進

- 区全域における交通安全対策について、関係機関や区民等の協力の下に施策を推進するとともに、交通安全組織の活動を支援します。
- 区民の協力や警察の取締活動とも連携を図りながら、円滑な交通を阻害し交通事故発生要因にもなっている違法駐車を防止し、道路を広く安全に使用できるようにします。
- 道路通行の安全と円滑な交通を確保するため、道路交通管理者と連携し、「あんしん歩行エリア」の整備、通学路・裏通り対策、自転車の走行環境整備を図るとともに、道路標識、区画線、街路灯、すべり止め舗装、視覚障害者誘導ブロック、防護柵等の整備・保全を進めます。
- 省エネルギー型の街路灯など環境に配慮した交通安全施設への切替を進めます。



資料：警視庁交通年鑑

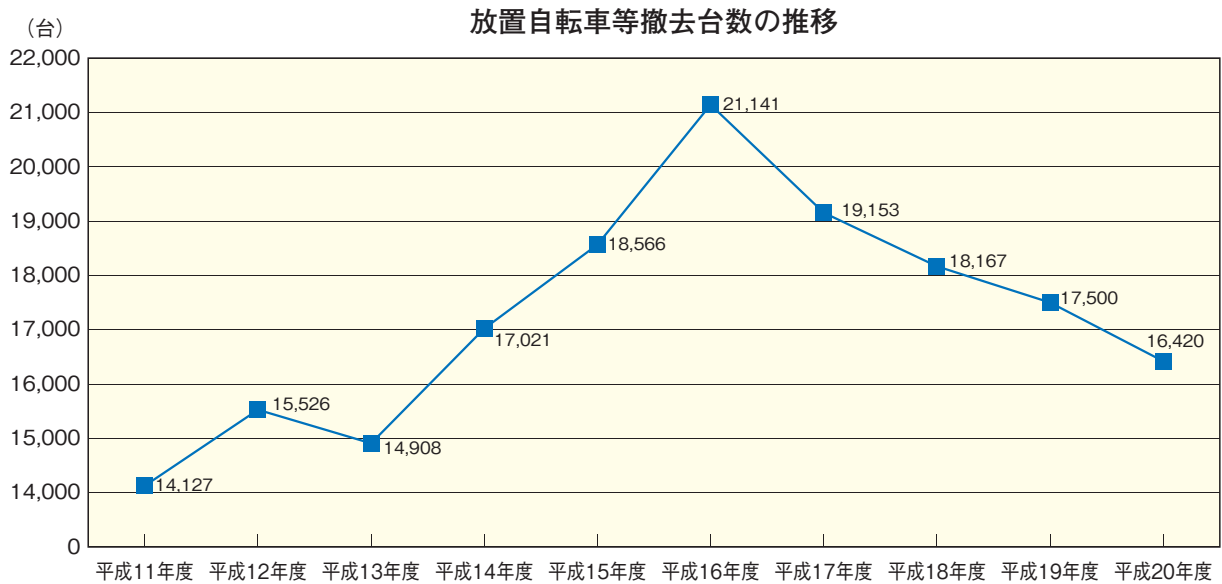
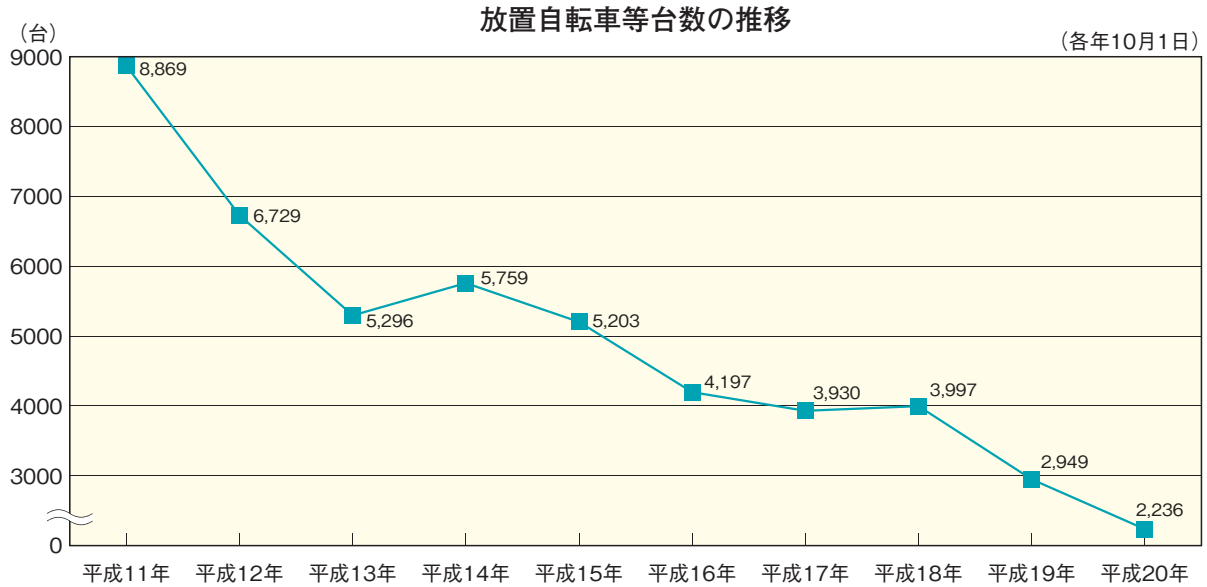


コミュニティゾーン

施策3 放置自転車対策の推進

- 自転車利用者の利便を図るとともに自転車等の放置を防止するため、駐輪場（自動二輪車を含む自転車等駐輪場）の整備を進めます。
- 放置自転車等の撤去を強化するため、集積所の確保に努めます。
- 放置防止指導員の配置や駅前放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動に継続して取り組みます。

※ ⇒ 用語解説



施策4 公共交通の整備

- バス事業者に対し、バス運行の円滑化や路線再編成を要請し、利便性が高い街の実現を図るとともに、マイカー利用者の低減に向けた公共交通ネットワークを確立します。
- 道路と鉄道の平面交差（踏切）や鉄道による地区分断の解消に向けた鉄道立体交差化^{*}の推進を関係機関に要請します。
- 駅舎・バス停の改良やバリアフリー^{**}車両の導入などを交通事業者に要請します。

^{*} ⇒ 用語解説

第5 快適な居住環境の確保

現況と課題

住宅事情や社会事情の変化を受け、平成18年に住生活基本法が制定され、住宅政策の考え方が「量から質」へと見直されました。また、平成19年には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が制定され、住宅困窮者を支援するため、国、地方公共団体、住宅関連事業者など関係者の責務が明らかにされました。

公的住宅（区営住宅、区民住宅、高齢者福祉住宅）の空き家募集に対する応募倍率は依然として高く、入居希望者が多い一方、公的住宅の不足を補完する目的で実施している民間賃貸住宅の入居者に対する居住支援や家賃助成の実績が減少しています。

住宅困窮者に対する公的住宅の適切な供給、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、自立支援・福祉施策との連携など、住宅セーフティネット^{*}の構築が重要な課題となっています。また、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、福祉施策と連携した公的住宅の整備や居住支援のあり方も課題となっています。

特に、高齢者の増加と年齢の高い高齢者の増加が予想されることから、引き続き高齢者向け住宅の整備を図る必要があります。また、障害者が地域の中で暮らしていく場として、障害者の生活に適応した仕様の公的住宅を整備することが求められています。併せて、民間住宅への円滑な入居のための支援が必要です。

居住環境の面においては、良質な住宅の供給や良好な住環境の形成が求められ、民間住宅に対しても支援が必要です。区内の住宅は水準以下の居住面積やバリアフリー^{*}化していないものが多く、改善が求められています。公的住宅については、バリアフリー^{*}化や機能改善等の居住環境改善を進めていますが、高齢者世帯が増していることから、安心して住み続けられる環境づくりを一層進めていく必要があります。

施策の体系

5 快適な居住環境の確保

- (1) 安定した住まいの確保
- (2) 居住環境改善の支援

10年後の目黒の姿

- 良質な住宅の供給が進み、住宅困窮者をはじめだれもがともに豊かに住み続けられる街の形成が進んでいます。
- 住宅のバリアフリー^{*}化が進み、高齢者や障害者等が地域の中で安心して暮らせる、だれにもやさしい居住環境が拡充しています。

^{*} ⇒ 用語解説

施策1 安定した住まいの確保

- 住宅の確保が困難な一定基準以下の所得世帯、高齢者、障害者、子どもを育成する世帯等が住宅を確保できるよう、住宅セーフティネット[※]の中核となる公的住宅についてストックの活用による整備・拡充を図ります。
- 老朽化した公的住宅の建替え、改修やバリアフリー[※]化、設備の改善を計画的に進めます。
- 高齢者福祉住宅の計画的な整備を進めるとともに、生活支援施設を併設した高齢者福祉住宅の提供についても検討し、実現を目指します。
- 公的住宅の入居者以外の住宅困窮者に家賃助成などの適切な支援を行います。

施策2 居住環境改善の支援

- 良質な住宅および良好な住環境を確保し、快適な住生活を維持するために、住宅の維持管理や改修・建替え等を適時・適切に行うための支援を実施します。
- 共同住宅を含めた民間の住宅の改善に対する相談、情報提供や資金面の支援を行います。
- 居住環境を改善しようとする民間賃貸住宅入居者を支援します。

※ ⇒ 用語解説